

牧尾ダム周辺における無人航空機（ドローン等）の使用について

■ 次の場所での飛行を禁止します（別図参照）

- ダム本体、ダム管理所、ゲート施設、放流施設、関連施設（取水塔、ダム下流広場、ヘリポート、公園施設、網場）の上空及びその周辺

■ 飛行禁止とする理由

○牧尾ダムの管理施設は、下流域の水道・農業・工業で必要となる水を供給する重要施設であるため

- ダム本体周辺は気流が不安定で、第三者に危害を与える可能性があるため
- 山かげによりGPSの電波を十分に受信できないことがあるため
- 送電線付近は無人航空機の操縦に影響があるため
- 管理所の通信設備からの電波が無人航空機の操縦に影響することがあるため
- ヘリポートの離着陸による強風の影響、衝突などの危険があるため

■ 注意事項

- 第三者に危害を与えた場合は、機構は一切の責任を負うことはできません。
- 当ダム施設に損傷を与えた場合は、賠償を請求させていただきます。（飛行可能区域においても同様となります。）
- 無人航空機を施設管理者の承諾無く、無断で私有地（施設管理用地）を飛行させることはできません。
- 撮影した映像に人物が写り込んでいた場合、同意を得ずにインターネット上に公開すると肖像権の侵害行為として民事訴訟の対象となる場合があります。
- 貯水池及び関連施設内に機体等が落下した場合、管理所では回収を行いません。
また、立入禁止区域には入らないで下さい。
- 安全管理上、管理所職員が声をかけさせていただく場合があります。
- ダム管理者が施設の管理のために、無人航空機を飛行させることがあります。

牧尾ダム周辺における無人航空機（ドローン等）の使用について

小型無人機飛行禁止区域

